

弁護士による無料法律相談会

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

厚真町と安平町で、札幌弁護士会地域司法対策委員会による「無料法律相談会」を開催します。

開催日	開催場所	
	午前 10時30分～12時	午後 13時30分～15時
4月9日 月	追分	厚真
4月23日 月	厚真	早来
5月7日 月	早来	厚真
5月21日 月	厚真	追分
6月4日 月	追分	厚真
6月18日 月	厚真	早来
7月2日 月	早来	厚真
7月17日 火	厚真	追分
7月30日 月	追分	厚真
8月13日 月	厚真	早来
8月27日 月	早来	厚真
9月10日 月	厚真	追分
9月25日 火	追分	厚真

○相談料は無料です
※実際に依頼する場合の弁護士費用は、相談弁護士にお問い合わせください。

○相談される場合は、事前に予約してください
※相談当日、直接会場にお越しいただいても、先約があってお待ちいただく場合や受けられない場合もありますのでご了承ください。

会場のご案内	
厚真	▷ 厚真町総合福祉センター 京町165-1
早来	▷ 安平町保健センター 安平町早来大町95
追分	▷ 安平町ぬくもりセンター 安平町追分中央1-40

住所の異動手続きは忘れずに

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です。(法律上の義務です)

入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は

住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届等)を!

他の市区町村に転出する場合	
厚真町	〈転出前〉 転出届を提出して転出証明書を受け取る
↓	
引越先の市区町村	〈転入した日から14日以内〉 転出証明書を添えて転入届を提出する
厚真町内で転居する場合	
厚真町	〈転居した日から14日以内〉 転居届を提出する

各種カードの住所変更を!



マイナンバーの通知カード
マイナンバーカード
住民基本台帳カード

住所は最新のものにする必要があります。

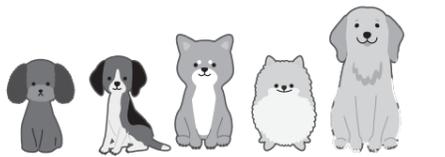
選挙についての注意

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、または住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

狂犬病予防注射を実施します

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

狂犬病予防法により、犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射の接種と登録が義務付けられています。
毎年4月に町内各地区を巡回し、狂犬病予防注射を行いますので、ご利用ください。



登録(生涯1回)… 3,000円

- 飼い犬の新規登録は、町民福祉課町民生活グループで受け付けています。
- 注射当日は混雑するため、未登録の犬がいる場合は事前に登録をお願いします。
- 犬が亡くなったり、住所や所有者の変更などがあった場合は、お早めに連絡をお願いします。

狂犬病予防接種(毎年1回)… 3,110円

- 生後91日以上の子犬が対象です。
- 4月の巡回接種を受けられない場合は、町が実施する訪問注射(往診料1,000円加算)か、動物病院で接種を受けてください。

狂犬病予防接種 平成30年町内巡回の日程

日	時間	会場
4月11日 水	8時30分～8時40分	幌内マナビィハウス前
	8時45分～8時55分	幌内・小納谷守さん宅前
	9時10分～9時20分	高丘生活会館前
	9時30分～9時40分	旧富里生活会館前
	9時45分～9時55分	吉野生活会館前
	10時5分～10時15分	東和生活会館前
	10時20分～10時30分	桜丘生活会館前
	10時35分～10時45分	朝日マナビィハウス前
	11時～11時10分	宇隆生活会館前
	11時20分～11時30分	宇隆・浅野勝善さん宅前
11時40分～12時	役場庁舎前	

日	時間	会場
4月12日 木	8時20分～8時30分	ルーラルマナビィハウス前
	8時40分～8時55分	豊沢マナビィハウス前
	9時5分～9時20分	軽舞生活会館前
	9時35分～9時45分	富野生活会館前
	9時55分～10時5分	豊川生活会館前
	10時10分～10時20分	上野生活会館前
	10時30分～10時40分	美里生活会館前
	10時50分～11時5分	本郷マナビィハウス前
	11時15分～11時25分	幌里生活会館前

日	時間	会場
4月13日 金	8時30分～8時45分	豊丘マナビィハウス前
	8時55分～9時5分	鯉沼生活会館前
	9時15分～9時25分	鹿沼マナビィハウス前
	9時40分～9時50分	浜厚真・阿部榮乃進さん宅前
	10時～10時10分	厚和生活会館前
	10時20分～10時30分	上厚真第5区生活会館前
	10時35分～10時50分	厚南会館前
	11時～11時10分	共和生活会館前
	11時20分～11時30分	共栄生活会館前

日	時間	会場
4月15日 日	7時10分～7時20分	旧本郷かしわ保育園横
	7時25分～7時55分	役場庁舎前
	8時15分～8時45分	厚南会館前

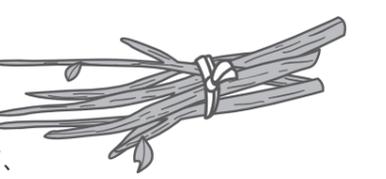
「せん定枝」の無料回収を再開します

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151
町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871

今年も次のとおり、せん定枝の無料回収を実施しますので、内容を確認してごみの減量化・資源化にご協力願います。

無料回収期間：4月～11月

枝は50cm以内の長さで切り、ビニールひも等(針金は不可)でしばって、毎週月曜日・木曜日(生ごみの日)に、ごみステーションの横に出してください。



通院交通費を助成します

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)



下記の心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる通院交通費を助成しています。
該当される方は、町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所に申請してください。

在宅精神障がい回復者の通院・通所	町内に住所があり、かつ居住されている方で、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。(生活保護受給者を除く)
腎臓機能障害者(人工透析)指定難病・肝炎患者の通院	町内に住所があり、かつ居住されている方で、下記のいずれかに該当する方。(生活保護受給者を除く) ①人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方 ②特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 ③ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
重度心身障がい児等の通院	町内に住所があり、かつ居住されている方で、下記のいずれかに該当する方。(生活保護受給者を除く) ①18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者 ②療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童 ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童 ※保護者等の介護者1人についても対象となります。

助成内容 町外の医療機関の通院に要する交通費

通院期間 平成29年10月分～平成30年3月分まで

申請書類 ・通院交通費助成金交付申請書
・通院証明(医療機関で証明印をもらいます)
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し

用紙は、町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所にあります

申込期限 4月10日(火)まで

こぶしの湯あつま休館のお知らせ

こぶしの湯あつま ☎ 26-7126

保守点検および機械設備等の修繕工事のため以下の日程で全館休館します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

休館日

3月30日(金)、4月1日(日)～4月30日(月)

営業日							休館日						
3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30					

こぶしの湯あつま

バス券・入浴券を交付します

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)



町内に住所があり、かつ居住している満70歳以上の方に「あつまバス・道南バス町外路線の無料券または半額助成券」と「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

町外バス券

● 交付枚数 1人につき月3往復分

● 交付対象と券種

平成29年度の介護保険料段階	券種
「第1段階」から「第3段階」の方	無料券
「第4段階」から「第9段階」の方	半額助成券

入浴券

● 交付枚数(予定) 1人につき年10枚

※その他、行事(ペタンク大会・敬老会・新年交礼会など)に参加した方に交付します(1人につき年2枚まで)

● 利用方法

証明証として「厚真町高齢者バス利用証」と「高齢者バス無料券」が必要です。また、高齢者バス半額助成券を利用する場合は、利用運賃の半額の支払いが必要です。

● 交付

3月23日(金)から、平成30年度分を町民福祉課と上厚真支所で交付しますので、印鑑をご持参ください。



町内に住所があり、かつ居住している満70歳未満の方で、交付対象のいずれかに該当する方に「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

● 交付対象

- ・人工透析療法を受けている方
- ・指定難病と認定されている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

● 利用方法

「身体障害者等入浴無料身分証」と「身体障害者無料入浴券」が必要です。

● 交付

3月23日(金)から、平成30年度分を町民福祉課と上厚真支所で交付しますので、該当要件を証明できるもの(手帳・指定難病受給者証など)と印鑑をご持参ください。

● 交付枚数 1人につき年12枚

申告書は自分で作成して、お早めに!

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

平成29年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告書

提出期限 3月15日(木)まで

平成29年分の消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書

提出期限 4月2日(月)まで

平成30年度の町道民税

申告期限 3月15日(木)まで

期間間近になると、確定申告会場は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、ぜひご利用ください。

e-TAX・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901
(受付時間 月～金曜日 9時～17時)

確定申告書を提出した場合は、町道民税の申告は必要ありません。確定申告の必要がない場合であっても、寡婦(夫)、障がい等の申告が必要な場合があります。